

令和6年1月24日
会 計 課

令和5年分の源泉徴収票の誤送付について

概要

令和5年中に唐津市から支払った報酬、報償等に関する源泉徴収票を誤って送付する事案が発生しました。

このような事案が発生したことを重く受け止め再発防止に努めます。

1 事案の概要

令和5年分の源泉徴収票を令和5年12月27日に627件、1月19日に3,149件、計3,776件を発送しました。そのうち1月19日発送の源泉徴収票4件分の誤送付が判明しました。

源泉徴収票には、対象者の住所、氏名、生年月日、報酬・報償等支払額、源泉徴収税額を記載しています。

2 経緯

- ・1月23日（火）10時に対象者Aから別の方の源泉徴収票が同封されていた旨の連絡があり、2件分の誤送付が判明
- ・同日17時15分に対象者Bから同様の連絡があり、2件分の誤送付が判明

3 発生原因

封入作業を行う際に封筒に貼付けた宛名シールと封入する源泉徴収票との突合確認不足により、誤送付したものの。

4 事案発生後の対応

誤送付した4人に謝罪を行ったうえで、誤った源泉徴収票を回収して正当な源泉徴収票を手渡します。

5 再発防止策

封筒に記載された宛名と封入する書類に相違がないか1枚ずつ徹底して確認するとともに、複数の職員によりチェック体制を強化して再発防止策に努めます。また、今後、様式の検討も行います。

（本件の問い合わせ先）

会計課

担当：神田、居石

TEL：72-9154（内線3012）